

求職者・求人者のみなさまへ

株式会社朝日エンジニアリング

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、国内です。

若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	・着手金 <u>0 円</u> ・活動 1 日当たり <u>0 円</u> (又は、活動 1 時間当たり) <u>0 円</u> 【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定者や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。

求職者の方へ

●求職受付の際、一切申し受けません。

求人者の方へ

●求人受付の際、事務費用として、1件につき最大0円申し受けます。

●就職が決定しましたら、紹介手数料として、原則として当該求職者の想定年収の30%を申し受けます。

※想定年収に含める給与

- ・基本給
- ・入社時点で算出可能な諸手当
- ・全従業員の前平均賞与月数を基準として算出する想定賞与額
- ・その他契約金、支度金等名目を問わず、当該求職者の入社にあたり支払われる金員

※想定年収に含めない給与・月次の勤務状況に応じて支給される超過勤務手当

(但し、事前に超過勤務手当相当額として支払われる手当は想定年収に含む)

- ・通勤手当

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月未満に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合50%
- (3) 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満に雇用契約が終了した場合10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

求人者の情報並びに個人情報の取扱に関する事項

求人者の情報並びに個人情報の取扱者は、職業紹介責任者です。

取扱者は、求人者の情報(職業紹介に係るものに限り)に関して求人者から求人条件等情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき求人条件等の内容等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。また、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。